

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

1 届出の概要

届出者の氏名又は
名称及び住所

名称 株式会社マルヨシセンター
住所 高松市国分寺町国分 367 番地 1
名称 中道リース株式会社
住所 北海道札幌市中央区北一条東三丁目 3 番地

大規模小売店舗の
名称及び所在地

名称 はんざんモール
所在地 丸亀市飯山町西坂元 24 番地 1 外

変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称
【変更前】(仮称) はんざんモール
【変更後】 はんざんモール

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名
【変更前】

名称	住所	代表者氏名	備考
株式会社マル ヨシセンター	高松市南新町 4 番地の 6	佐竹 克彦	
中道リース株 式会社	北海道札幌市中央区北一 条東三丁目 3 番地	関 寛	

【変更後】

名称	住所	代表者氏名	備考
株式会社マル ヨシセンター	高松市国分寺町国分 367 番地 1	佐竹 克彦	R2.1.15 住所変更
中道リース株 式会社	北海道札幌市中央区北一 条東三丁目 3 番地	関 崇博	R4.3.17 代表者変更

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては代表者の氏名
【変更前】

名称	住所	代表者氏名	備考
株式会社マル ヨシセンター	高松市南新町 4 番地の 6	佐竹 克彦	
株式会社マツ モトキヨシ中四 国販売	岡山県岡山市南区福富西 一丁目 20 番 32 号	上村 浩司	
株式会社セリ ア	岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地	河合 映治	
株式会社アット セレクション	丸亀市郡家町 2540 番地	松岡 孝尚	R3.2.28 退店

【変更後】

名称	住所	代表者氏名	備考
株式会社マル ヨシセンター	高松市国分寺町国分 367 番地 1	佐竹 克彦	R2.1.15 住所変更
株式会社マツ モトキヨシ中四 国販売	岡山県岡山市南区福富西 一丁目 20 番 32 号	①多田 将一 ②森 崇 ③向田 知人	①H31.4.1 ②R2.9.1 ③R7.4.1 代表者変更
株式会社セリ ア	岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地	河合 映治	

変更の年月日	(1) 平成 30 年 4 月 1 日 (2) 上記備考欄のとおり (3) 上記備考欄のとおり
変更する理由	(1) 店舗名称確定のため (2) 上記備考欄のとおり (3) 上記備考欄のとおり

2 届出年月日 令和 7 年 6 月 23 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業文化部産業観光課

縦覧期間： 令和 7 年 6 月 27 日から令和 7 年 10 月 27 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 7 年 10 月 27 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ